

議 長 日程第2「議案第27号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 改めまして、おはようございます。皆さんのおかげをもって、3月11日は日帰りでしたけども、無事に帰ってくることができ、ここで議案の進行をさせていただくことに本当心から感謝申し上げるとともにですね、一般会計の予算をお認めいただき、本当に感謝を申し上げます。職員ともどもですね、気を張った、町民のために、しっかりと仕事をしていきますので、今後とも御指導いただければというふうにお願い申し上げます。

議案第27号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,914万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。

予算総額は14億2,914万円、前年度比較1億3,649万5,000円、8.7%の減となっております。平成30年度から国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となります。神奈川県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図られ

ることになります。これにより、新たに国民健康保険事業納付金制度が設けられ、予算額、歳入歳出科目ともに大きな変化が生じておりますが、町といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。224、225ページをお開きください。歳入でございます。款の1、項の1、国民健康保険税の予算額は2億9,096万5,000円、前年度比較1,685万2,000円、6.1%の増となっております。これは、被保険者数は減少はしているものの、平成29年度に14.3%の国民健康保険税率の改定を行わせていただいたことによる伸びでございます。国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者に分けて、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。目の2、退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、対象者が年々減少するため、139万4,000円の減額となっております。現年課税分の精算方法につきましては、平成28年分の所得をもとに算出した保険税の調定額に対し、平成28年度決算の収納率を掛けたものとなっております。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料32万円は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

次の、款の3、国庫支出金は、制度改革により神奈川県が歳入となるため、前年度比較2億5,917万6,000円、97.7%の減となります。項の1、国庫補助金の予算額は600万円で、歳出の保険事業、国保ヘルスアップ事業に対する、国民健康保険調整交付金のみとなります。国庫負担金は廃項になり、次のページにわたりますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金は廃目となります。平成30年度以降は神奈川県が収入することになります。

款の4、項の1、目の1、療養給付費交付金につきましても、平成30年度以降は神奈川県が収入することになります。精算等に係る過年度対応分の科目設定扱いとなり、予算額は2,000円、前年度比較4,503万2,000円、ほぼ100%の減

となります。

款の5、県支出金は制度改革により保険給付費等に充てるものとして、神奈川県から交付金を受け取る流れにかわります。項の1、県補助金の予算額は10億169万4,000円で、皆増となります。普通交付金が主に保険給付費等に充てられ、特別交付金の内訳は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健診等負担金分となります。なお、国庫負担金同様に、県負担金は廃項になり、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金は廃目となります。歳出でも説明いたしますが、平成29年度末までに、高額医療費に対する共同事業を神奈川県国保連合会が行い、その高額医療共同拠出金の4分の1を国、4分の1を県が負担することとなっておりましたが、このたびの制度改革による事業が廃止されました。特定健康診査等負担金は県補助金の保険給付費等交付金、特別交付金に国・県分が含まれております。財政調整交付金は神奈川県が国保財政を担い、地域差指数を加味し、各市町村の国民健康保険事業納付金の納付制度に切りかわるため、県内の市町村間の財政力の不均衡が調整されることとなります。

次に、1つ飛びまして、款の7、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の予算額は1億1,459万6,000円、前年度比較500万円の増となっております。節の1、保険基盤安定繰入金から、次のページにわたりますが、節の4、財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入金でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度でございます。保険税軽減分として、県4分の3、町4分の1、保険者支援分として、国2分の1、県4分の1、町4分の1を一旦一般会計で取りまとめ、繰り入れするものでございます。節の2、職員給与費等繰入金でございますが、職員3名分の給与費と事務費の分の繰り入れとなります。次のページをお願いいたします。節の3、出産育児一時金繰入金でございます。歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。9件分を見込んでおります。節の4、財政安定化支援事業繰入金でございます。国の国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。前年度並みの金額を見込んでおります。節の5、その他一般会計繰入金でございますが、平成30年度は

制度改革初年度であり、動向が不確定であるため、昨年と同額の2,000万円を計上いたしております。来年度から毎年500万円ずつを減額する旨の削減計画を神奈川県に提出することになっております。平成34年度にはゼロといたします。

項の2、基金繰入金、目の1、財政基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために1,000万円を繰り入れするものでございます。

款の8、繰越金につきましては、前年度からの繰り越し見込み額として500万円を計上いたしております。

款の9、諸収入55万7,000円につきましては、主に延滞金のほか、項の2、指定公費負担医療立替交付金は、70から74歳の前期高齢者について、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立て替え分が国より交付されるものでございます。項の3、雑入につきましては、第三者納付金として、交通事故など第三者行為による加害者からの損害賠償金の納付金などを計上いたしております。

以下、廃款、廃項、廃目となったものでございますが、次のページをお願いいたします。款、項、目とも前期高齢者交付金は、平成30年度以降、神奈川県が一括して社会保険支払基金より収入することになります。次の、款、項、目とも共同事業交付金は、国保広域化により事業が廃止となったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。次に歳出について説明いたします。款の1、総務費の予算額は3,203万3,000円で、前年度比較400万6,000円の増でございます。増額の要因は人件費の増によるものでございます。歳出の主なものは人件費、事務経費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等に係る徴税费、国保運営協議会費等を計上いたしております。説明欄をごらんください。2、一般管理経費ですが、節の7、賃金。レセプト点検員等の臨時雇用賃金となります。節の11、需用費。被保険者証や高齢受給者証発行に伴う印刷製本費が主なものでございます。次に、目の2、団体負担金、節の19、負担金

補助及び交付金は国保連合会への負担金となります。保険者1団体10万円と、被保険者数による負担金をあわせて計上いたしております。

次に、下段の項の2、徴税費。目の1、賦課徴収費でございます。予算額は518万円で、前年度比較22万円の増でございます。説明欄の一般管理経費、節の1、報酬は、収納対策に従事する嘱託職員の報酬となります。次のページをお願いいたします。節の13、委託料。共同化アウトソーシング委託料は、納付書や保険証の裁断や封入などの委託で、神奈川県町村情報システム共同事業組合への共同委託により実施しているものでございます。項の3、目の1、運営協議会費では、国保運営協議会に係る経費として委員6名分の報酬を計上いたしております。

次に、款の2、保険給付費ですが、項の1、療養諸費は一般保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、また審査支払手数料、次のページになりますけれども、項の2、高額療養費などと合わせまして、予算額9億7,597万6,000円、前年度比較1,503万5,000円、1.6%の増となりました。被保険者の構成割合が有病率の高い高齢者の側にシフトしていることもあり、医療費は増加傾向にございます。特に、平成27年度決算で過去最高の10億円を超える結果となりましたが、平成28年度はそれを下回りましたので、今回の歳出に当たりましては、平成29年度の経過を含めまして過去3年間の実績をもとに算出いたしております。

参考に、最近の医療費の支出状況を説明させていただきます。一般被保険者の療養給付費でございますが、平成29年度中の月額最高支出額は4月分の8,441万円でございます。現在のところは、この月を上回ることはなく推移しております。毎月の支払いの金額に増減はございますので、引き続き傾向把握に努めてまいります。

目の5、審査支払手数料は療養給付費等に係るレセプト審査に係る手数料で、神奈川県国民健康団体連合会へ支払うものでございます。次のページにわたりますが、項の2、高額療養費につきましても、過去3年間の実績に基づき算出いたしております。1つ飛びまして、項の4、出産育児諸費では、出産育児一時金9件分を計上してございます。次の項の5、葬祭諸費は、葬祭費を前年度

と同額25件分を計上いたしております。国保加入者で亡くなられた方に5万円を葬祭費として交付しております。

最下段になりますが、款の3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。次のページにわたりますが、項の1、医療給付費分、項の2、後期高齢者支援金等は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられ、項の3、介護納付金分につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県より決定された金額を納付することになり、その金額を計上いたしております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、過年度対応分の科目設定扱いとなっております。

次に、款の5、保健事業費は予算額1,316万2,000円、前年度比較618万8,000円、88.7%の増となっております。主な増加要因は、平成29年9月の議会でお認めいただいた補正予算で国保ヘルスアップ事業をお認めいただいておりますが、こちらを継続実施したものでございます。項の1、保健事業費、目の1、保健普及費でございますが、人間ドック受診者に対する補助でございます。1人2万円で75件分を計上しております。

次のページをお願いいたします。目の2、国保ヘルスアップ事業費につきましては、予算額603万3,000円、前年度比較皆増でございます。平成30年度から本格化する保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。説明欄をごらんください。平成29年度中に策定するデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持増進のための事業として、（1）糖尿病性腎症重症化予防事業、（2）地域包括ケアシステム推進事業、（3）早期介入保健指導事業を実施してまいります。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等に係る報償費などを計上いたしております。また、各事業に委託料を計上しておりますが、糖尿病性腎症重症化予防事業では、糖尿病性腎症重症化予防指導支援といたしまして、事業従事者の人材育成を図ることといたしております。地域包括ケアシステム推進事業では、新たに未病対策に取り組んでまいります。1つ目の地域資源を活用した健康づくり事業としては、心の健康を大切にして地域を明るく元気にをテーマに、心の健康づくりに取り組むことといた

します。委託の内容でございますが、町のホームページ上にポータルサイトを立ち上げ、ポジティブシンキングを主としたメンタルヘルスチェックシステムを運用してまいります。チェックの結果が見える化することにより、回復力の強化を図ってまいります。次の健康の見える化事業でございますが、あったかフェスタ等でも行われているような測定からスタートする健康づくり事業として、年数回、健康づくりイベントやフォーラムを開催し、関係機関の連携を進めてまいります。平成29年度に国民健康保険診療車にも導入いたしましたストレス血管測定器スマートパルス等のデジタルデバイスの測定機器を用いて、健康度の見える化を御体験いただくことができるようにいたします。健康福祉センターの未病センターまつだとイベントの合同開催をイメージしていただくとうわかりやすいかと思えます。早期介入保健指導事業では、30歳以上40歳未満の方を対象に健康診査、保健指導を実施してまいります。目の2、項の1、特定健康診査等事業費は予算額535万円、前年度比較1万2,000円増でございます。特定健康診査、特定保健指導、医療費通知等、保健事業等に係る経費を計上いたしております。平成28年度の特定健康診査の受診率は29.6%となり、受診率は少しずつですが増加しております。なお、平成28年度の特定保健指導終了率は27.1%となっております。

次のページをお願いいたします。款の6、項の1、基金積立金の予算額5,000万5,000円を財政調整基金に積み立て、現在高8,525万6,014円を1億3,526万1,014円とするものでございます。この金額には、県からの貸付金5,000万円が含まれております。国民健康保険事業費納付金については、激変緩和がかかることになりましたが、来年度以降の納付金の財源確保とするものでございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は予算額1,000万円を神奈川県に償還するものでございます。

次に、款の8、諸支出金、予算額160万8,000円は、項の1、償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金や、次のページをお願いいたします。高額医療費共同事業償還金、項の2、指定公費負担医療立替金などでございます。

次の款の9、予備費になりますが、歳入歳出の差額分の4,063万3,000円にな

っております。なお、制度改革等により、以下の後期高齢者支援金と前期高齢者納付金と、次のページになりますが、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、廃款、廃項、廃目となります。

次のページには、国保会計の職員等の給与費明細書が、250ページには債務負担行為調書、県貸付に係る償還の調書になります。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 2点ですね、お伺いしたいと思います。まず1点目は、ページ227ページですね、ここで今までの町直営のですね、会計から、県へ移管をしたということで、大分内容とか制度的に変わってきています。その中でですね、この227ページの一番最下段にあります一般会計繰入金の中でですね、その下の2番の職員給与費等繰入金3,152万2,000円とございます。これはですね、職員の、一番最終ページのほうのあります、特別職とか一般職のですね、給与費の合計よりも大分金額的に多い額の繰入金となっていると思います。ここでは、給与費等というふうに書いてございますので、その「等」で、その職員給与費以外の部分が入っているかなと思いますので、それについての説明をですね、お願いをしたいと思います。

2点目はですね、ページ243ページ、ちょっと先ほど説明が速くてですね、ちょっと明確には理解できなかつたんですけども、そのですね、6番の基金積立金の財政調整基金積立金5,000万円は、これはですね、町の財政調整基金への積立金で、県からのですね、貸付金からの収入があったというふうに、私としては理解したんですけども、それは歳入の部分ではどこでですね、入っているのか。また、この財政調整基金でこの5,000万円をここで積み立てたということは、やはり、その医療費の、医療給付費の不足に対してのですね、調整財源というふうに理解をしてよろしいのか。その2点をですね、お伺いいたします。

参事兼町民課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えさせていただきます。まず1つ目の御質問ですが、227ページの職員給与費等繰入金でございます。こちらは人件費、職員の人件費に加えまして事務経費が100%、町から繰り入れさせていただ



ているものでございます。一般管理経費、徴税費に係るところの部分の経費となります。

また、243ページの御質問でございますが、ここでちょっと申し上げてはいけないのかもしれませんが。全員協議会のほうで、納付金の関係の流れのお話をさせていただいたかと思えます。ここで、税率を上げる市町村が多い中で、松田町は維持する形の部分で、県のほうに報告させていただいたところがございます。その納付金の部分のところで、数年間、経過を見させていただきながらプールした状態で次年度の納付金に充てますよという形の部分で御説明させていただいたかと思えます。そちらのほうの積み立てには、そちらのほうの歳出に対する備えとさせていただくものでございます。今回、お金の流れがすごく変わっておりまして、県のほうから来ている財源の部分のところで、ここで言うてはいけないのかもしれませんが、少し余裕があるんです。その余裕の部分のところも、実はそちらの基金のほうに回らせていただいているという実情がございます。その辺ちょっと御理解いただきたいと思えます。

3 番 井 上 わかりました。最初の給与費の、職員給与費等繰入金にはですね、事務費が入っているということで、事務費は全般の国保会計に係る事務費ということの総額が三千百二十何万になってるということで。財調のほうは今、説明がありましたように、じゃあ、これは特に県からの借入金ということで、その他収入等に入っていない部分ですけれども、県からのほうの県支出金の中に含まれる部分から財調への積立金に積み立てをする予算だということで理解してよろしいでしょうか。わかりました。ありがとうございました。

議 長 ほかに。

8 番 小 澤 今回の国保事業が町から県のほうに移管されたということで、先ほど歳入項目、歳出項目、詳しく説明があったんですけれども、どうも理解ができないところがありまして、移管されたことによって国庫支出金だとか、それから療養給付費交付金、前期高齢者交付金というものが県のほうに移管された。共同事業交付金もそうですけれども、大きな変化があった部分ですね。これももう一度わかりやすく、ひとつ説明をいただけますか。制度が変わったことによって、これがうんと変わったんだよというところだけで結構です。

それが1点と、それからもう一つは、去年の3月に国保税の改定がされました。この後ですね、国保事業につきまして、そういった国保税の見直しが必要になってくるのかどうか。その辺、その2点についてちょっと説明をお願いします。

参事兼町民課長　ただいまの小澤議員の御質問にお答えさせていただきます。制度改革による財政の流れの移管状況でございます。まず一番大きなものは、歳出のところに納付金制度というものができまして、県のほうの金額指定ではございますけれど、まず大きなところで236ページの一番下のところになるかと思いますが、国民健康保険事業費納付金制度がまずできました。こちらを町のほうで保険税を徴収したものと、あと一般会計繰入金のほうの財政調整のほうの部分に係る繰入金についてを足し込みまして、県のほうにお支払いをいたします。県のほうで、国のほうの今まで町のほうに入ってきた国保金を全て受けまして、それをプールした状態で県のほうの交付金として町のほうに支払われます。それはですね、それは歳入という形になるんですが、226ページの中ほどにございます保険給付費等交付金という形の部分の、右側の説明欄、保険給付費等交付金（普通交付金）というのが、大体それに当たるものでございます。それ以外のところで、保険給付費等交付金（特別交付金）というのがございますが、保険者努力支援分という形の部分で、町のほうで徴収に努力している部分であるとか保健事業であるとかの部分で、ある程度、採点のされる制度ができてまいります。そちらに対する加点に関する歳入が302万9,000円ほどございます。特別調整交付金という形の部分で、今までどちらかというと町の状況の責めによらないような医療給付というのがございます。例えば、精神科にかかる方が多いとかというような部分、町の状況が原因で行ってるものではないという場合の特別調整交付金というのがありまして、これが保険給付費のほうに充てられますが、これが236万3,000円ほどございます。そのほか、今まで県の調整交付金事業の評価分という部分で、実績に合わせた形の部分で、都道府県の繰入金の2号分という表現になっておりますが、これが2,306万ほど入ってまいります。そのほか、特定健康診査等の負担金は、今までこれは今までどおりでございますが、これが228万8,000円ほど歳入する予定になっております。こういう流れ

の部分が主な流れでございます。以上です。

議 長 もう1点、国保税の見直しは。

参事兼町民課長 2つ目の質問、失礼いたしました。国保税の見直しでございます。この国保の広域化によりまして、賦課方式がほぼ4方式から3方式に改められてきております。県のほうも標準の賦課方式が3方式という形になっておりますので、その3方式のほうに移行を図ってまいりたいと思っております。こちらのほうは、国保運営協議会のほうからの御承認をいただいている内容でございます、数年かけて行わせていただきたいと思っております。先ほど、基金のときの説明をさせていただきましたように、法定外の繰入金の削減についても御説明させていただきましたように、平成34年度に法定外の繰入金をゼロといたしますが、それに合わせる形で大きな税率の改革をさせていただきたいというふうに思っております。また、3方式に移行するのに数年かけさせていただきますので、平成30年度に一部条例改正のほうをお願いすることになるかと思いますが、そのときは御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

8 番 小 澤 説明を聞いても、半分わかったかな、どうかなというところがありますけれども、かなり歳入歳出の内容について大きな変更があったということでしょう。今、一番心配しているのが、県になったときに、県に納めるお金、この部分がかなり多くなるのかな、あるいはまた、それに対する保険税を改定をしなければいけないのかな、実はこういうような心配があるんですけども、今の説明ですと、少なくとも数年間は上げなくてもいけそうだと。そういう判断ですか。

参事兼町民課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。数年間、大きな値上げはしなくてもいいと思います。ただ、賦課方式のほうを4方式から3方式に切りかえるときの激変緩和は図らないといけませんので、資産割を減らしていくに当たっては、例えばそのほかの部分の所得割、均等割、平等割の部分のところを一部増加させないといけない事態も考えられます。ただ、県のほうが示しております標準税率の部分を上回っているところのものにつきましては、据え置きとさせていただきます、上げなければいけないと思っておりますのは、後期高齢者支援納付金分については、少しなりとも上げさせていただかなければ

いけないというふうに思っています。その部分を、数年かけて移行措置で、徐々に変化させていくつもりでございますので、そのときにつきましては、また議会のほうと御相談させていただきながらやらせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略をして、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第27号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することについて賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。